「みえ性暴力被害者支援センター　よりこ」啓発用オリジナルバッグ作成業務委託仕様書

１　業務の名称

「みえ性暴力被害者支援センター　よりこ」啓発用オリジナルバッグ作成業務委託

２．目的

本事業は性犯罪・性被害の防止・根絶及び「みえ性暴力被害者支援センター　よりこ」を周知啓発するためのツールとして、オリジナルデザインのトートバックを作成する。

３．委託業務期間

契約締結の日から令和５年３月27日（月）までとします。

４．業務の内容

業務内容は以下のとおりとします。

1. 仕様等

　ア　仕様

　　〈基準品〉カラモ不織布バッグ　マチなし　A４縦サイズ（㈱力匠）

　　　サイズ：H350㎜　W270㎜

　　　材質　：不織布

　　　色　　：ライトピンク

　　　デザイン：・県が提供する別紙見本を基本とし、オリジナルデザインを入れる。

　　　　　　　　・デザイン用データは県から提供します。

・２色印刷（白・茶）

・デザインは発注者と協議のうえで決定します。

　　　制作枚数：750個

　　　文字・色校正：１回以上

　　　制作電子データ：PDF、JPEG形式のデータをメディア媒体（CDR等）で納品すること

イ　納品形態

50個単位で包装のうえ納品すること。

ウ　著作物の利用及び著作権

（ア）イラスト等の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー素材を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにしてください。

（イ）成果品等のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、同法27条及び28条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち発注者又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって発注者に譲渡されるものとし、その成果品中のデータや写真、イラストなどについては、発注者が作成する印刷物やホームページ等に自由に使用できるものとします。

（ウ）（イ）により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引き渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、発注者に譲渡するものとします。

（エ）成果品等のうち、（イ）の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、発注者が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において発注者及び発注者が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ）できるものとします。

（オ）成果品等のうち、（イ）の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、発注者が成果品を利用するために必要な範囲において発注者及び発注者が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとします。

（カ）発注者は著作権法第20条第２項、第３号及び第４号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとします。

（キ）受託者は、（イ）に基づき発注者に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとします。

（ク）受託者は、（ウ）に基づき発注者に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとします。

（ケ）（キ）（ク）の著作者人格権の不行使は、発注者が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとします。

（コ）著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとします。

（サ）受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により発注者に届けるものとし、発注者は発注者の業務に支障のない限りこれを許諾するものとします。

エ　その他

（１）業者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとす　る。

　　ア　断固として不当加入を拒否すること。

　　イ　警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

　　ウ　委託者に報告すること。

　　エ　業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は委託者と協議を行うこと。

（２）業者が（１）のイ又はウの業務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第７条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

（３）その他委託業務を遂行するにあたり必要な事項については、両者協議のうえ決定する。

(４) デザイン料その他一切の経費を見積額に含めるものとする。

５．履行場所

本業務における履行場所は次のとおりとします。

（１）三重県環境生活部くらし・交通安全課（三重県津市広明町１３番地）

（２）受託者の所在地

（３）三重県が指定した場所

６．提出書類等（受託者との協議等に基づき詳細を決定します）

（１）業務完了報告書

　提出期限：令和５年３月27日（月）　午後５時まで

　提出部数：紙媒体１部

（２）成果品

　　　バッグ　750個

制作電子データ　一式（メディア媒体）